

細 則

第1条 役員及び常任委員の選出及び就任は、下記のとおりとする。

1. 年度末まで、役員候補者指名委員会（以下、指名委員会という）をおく。
2. 指名委員会は、~~役員及び常任委員1名と地区代表1名~~、職員の中から選ばれた1名によって構成する。
役員の2分の1以上
3. 下記「PTA役員 割付表」に従い、選出を行う。

[PTA役員割付表]

役 員	8年度
会 長	聖心
副会長	清水団地
副会長	本町
書記	土橋南
会計	土橋北
会計	曙

※会計監査は、前年度のPTA会員の内2名がその任に当たる。

第2条 会長及び役員に欠員が生じたときは、運営委員の中で補填する。
任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 役員は地区ごとに1名を選出する。常任委員は6名~~～12名~~を選出する。
役員と常任委員は兼務とする。 削除

第4条 常任委員会の主な任務は、次の通りとする。

1. 文化生活活動 **(会計と兼務)**
文化的な活動を推進する。あおこし運動を計画する。
2. 広報活動 **(会長、書記と兼務)**
PTA活動の理解を深めるための広報活動を行う。
3. 福祉環境活動 **(副会長と兼務)**
教育及び安全のための環境整備に努める。ピカピカクリーン活動を計画する。

第5条 地区の単位は、次のとおりとする。

1. 土橋北
2. 土橋南
3. 曙
4. 聖心
5. 清水団地
6. 本町

第6条 個人情報の取り扱いについては、保護者の承諾を得たうえで情報漏洩に細心の注意を払う。

附則

本細則は、平成 2年 4月14日 より実施する。
平成11年 4月17日 より実施する。
平成13年 4月28日 より実施する。
平成16年 3月 7日 より施行する。
平成23年 4月23日 より実施する。
平成24年 4月21日 より実施する。
平成30年 7月16日 より実施する。
令和 元年12月 7日 より実施する。
令和 2年 4月 1日 より実施する。
令和 3年10月 1日 より実施する。
令和 5年 9月 3日 より実施する。
令和 6年 4月 20日 より実施する。
令和 6年 5月 13日 より実施する。
令和 6年 9月 28日 より実施する。
令和 7年 7月 19日 より実施する。